

# 政府による「国葬」の強行に反対し、その撤回を求める声明

2022年9月6日

東京都立大学労働組合中央執行委員会

2022年7月22日、岸田内閣は、安倍元首相の「国葬」を同年9月27日におこなう閣議決定をした。しかし、私たちは以下の理由から、政府による「国葬」の強行に反対する。

## 国葬令が1947年12月31日に失効したことの意味

大日本帝国憲法下に天皇の勅令としてだされた国葬令は、1947年12月31日に失効された。理由は、国民主権を基礎とする日本国憲法に不適合なものとなったからである（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律1条）。したがって、現在は「国葬」をおこなう法的根拠は存在していない。

政府は2022年8月15日、法的根拠をただす議員からの質問に対して、内閣府設置法4条3項33号を根拠にしていることを、国会に対して答弁書として示した。しかし、この規定は各省庁の分担事務を定めた組織法であって、内閣に「国の儀式を開催する権限を付与したものではない」との見解が、各弁護士会などから指摘されている。

## 弔意の表明が、教育研究機関に「要請」されることの危険性

政府は、反対世論に押された結果「弔意を要請するつもりはない」との内閣官房長官発言を出したが、これまでの経過からすれば有形無形の同調圧力がかかることも危惧され、事実上の強制がおこなわれかねない。実際に安倍元首相の葬儀（7月12日開催）には、東京都教育委員会を含めて、複数の教育委員会からは、半旗掲揚を求める文書が出された。

「国葬」は、特定の個人に対する弔意を事実上強制する危険性をはらむものであり、とくに教育機関に対する「要請」は、独立した「人格の完成」を目的とする日本国憲法のもとの教育を受ける権利（26条）を、ゆがめかねない危険性をもっている。

## 政府による「国葬」の強行に反対し、撤回を求める

東京都立大学で働くわたしたちは、このように法的根拠のない、しかも弔意が一人ひとりに実質的に強要されかねない危険性のある、政府による「国葬」の強行に反対し、その撤回・中止を求める。